

## 現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

平成30年7月24日制定

最終改正令和5年3月27日

(目的)

第1条 この要領は、三芳水道企業団が発注する建設工事（以下「企業団発注工事」という。）に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第2条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

(1) 現場施工に着手するまでの期間

（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの間）

(2) 工事を全面的に一時中止している期間

（自然災害の発生、埋蔵文化財調査等）

(3) 工場制作のみが行われている期間

（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場制作を含む工事全般）

(4) 工事完成后、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(5) 請負金額が500万円未満の工事。ただし、特記仕様書等に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

2 当該工事の現場代理人が国又は他の地方公共団体発注工事（ただし、国又は地方公共団体の発注者の承諾が得られている場合に限る。）の現場代理人（主任技術者、監理技術者又は建設業法第26条第3項ただし書きに規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を兼務する場合を含む。）を兼務することについて、受注者から届出があり、次の第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

また、工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、新たに随意契約を締結する場合又は全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合については、これら複数の工事を一の工事とみなすものとする。

ただし、特記仕様書等に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

(1) 建設業法施行令第27条第2項の規定により、同一の専任の主任技術者が二以上の工事を管理するものであるもの。

(2) 次のアからウの全ての条件を満たすもの。

ア 兼務する工事は、前項第1号から第4号に該当するものを除き、全て請負金額が4,000万円（建築一式工事においては8,000万円）未満であること。

イ 兼務する工事の現場は、安房郡市（館山市、南房総市、鴨川市及び鋸南町）内にあること。

ウ 対象工事は当該工事を含めた3件までとする。ただし、前項第5号に該当するものは件数に含まないものとする。

3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を兼務することについて、受注者から届出があったときは、前項第2号に該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとするすることができる。

(事務手続)

- 第3条 受注者は、現場代理人を兼務させようとするときは、現場代理人兼務届（別記第1号様式）を三芳水道企業団企業長（以下「企業長」という。）に速やかに提出しなければならない。
- 2 企業長は、前項の届出があった場合には、現場代理人兼務承認書（別記第2号様式）、又は現場代理人兼務却下書（別記第3号様式）を受注者に通知する。
  - 3 受注者は、当該現場代理人の兼務を解除したときは、現場代理人兼務解除届（別記第4号様式）を企業長に提出しなければならない。ただし、現場代理人の兼務の解除が、竣工又は契約解除による場合、提出は不要とする。
  - 4 受注者は、兼務に係る現場代理人が病気、死亡、退職等のやむを得ない理由によりその職務を遂行することができなくなった場合には、新たな現場代理人を選任のうえ、現場代理人変更届（別記第5号様式）を企業長に提出しなければならない。
  - 5 現場代理人が他の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を兼務しようとするときは、第1項から第4項の規定を準用するものとする。

(現場代理人兼務届の省略)

第4条 企業団発注工事を兼務する場合は、一の工事における現場代理人兼務届又は現場代理人兼務解除届の提出により、他の工事における提出は省略することができるものとする。

(現場代理人の兼務の取消し等)

第5条 発注者は、現場代理人の兼務により、現場の管理体制に不備が生じたと認めたとき、又は不良な工事となる恐れがあると認められるとき若しくは不良な工事となったときは、当該現場代理人の兼務の取消し、工事成績への反映、指名停止その他必要な措置を行うものとする。

(現場代理人の責務)

第6条 現場代理人は常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

附則

- 1 この要領に基づく事務取扱は、平成30年7月24日以降に契約を締結する工事から適用する。
- 2 現場代理人の兼務に関する事務取扱要領（平成26年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この要領の適用の日前に現場代理人の兼務が認められている企業団発注工事については従前の例による。

[沿革]

平成26年4月1日制定

令和30年7月24日一部改正

令和5年3月27日一部改正 令和5年4月1日施行

別 記

第1号様式（第3条第1項）

# 現場代理人兼務届

年 月 日

三芳水道企業団

企業長

様

住 所

商号または名称

代表者職氏名

印

次のとおり現場代理人等を兼務することとしますので、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第3条第1項に基づき届け出ます。

なお、本件工事の契約に関し、現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領第2条の要件を満たしていること、また、これを満たさなくなったときは、直ちに兼任を解除することを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼務に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てません。

| 兼務する現場代理人等氏名     |         |   |   |
|------------------|---------|---|---|
| 現在契約締結している工事     | ①       | 工 種   |   |
|                  |         | 工 事 名   |   |
|                  |         | 工 事 場 所   |   |
|                  |         | 契 約 金 額   |   |
|                  |         | 工 期   | 年 月 日から 年 月 日まで   |
|                  |         | 兼務する職務  | <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 |
|                  | ②       | 工 種   |   |
|                  |         | 工 事 名   |   |
|                  |         | 工 事 場 所   |   |
|                  |         | 契 約 金 額   |   |
|                  |         | 工 期   | 年 月 日から 年 月 日まで   |
|                  |         | 兼務する職務  | <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 |
| 希望する工事<br>新たに兼務を | 工 種     |   |   |
|                  | 工 事 名   |   |   |
|                  | 工 事 場 所 |   |   |
|                  | 契 約 金 額 |   |   |
|                  | 工 期     | 年 月 日から 年 月 日まで   |   |
|                  | 兼務する職務  | <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 |   |

※ 添付書類

1. 現在契約している工事の契約書（写）（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の記載のある箇所）
2. 現在契約している工事の現場代理人及び主任技術者等届（写）

※選任を要しない工事の主任技術者又は監理技術者については、兼務の件数に制限はありませんが、いずれかの工事の現場代理人となる場合、安房郡市内の工事を3現場までという制限がつきますので注意して下さい。

※請負金額500万円未満の工事は記載不要です。

別 記

第2号様式 (第3条第2項)

## 現場代理人兼務承認書

年 月 日

住 所  
商号または名称  
代表者職氏名

様

三芳水道企業団  
企業長

印

年 月 日付けで届出のあった下記工事に係る現場代理人の兼務について承認します。

記

| 兼務する現場代理人等氏名 |         |   |   |
|--------------|---------|---|---|
| 現在契約締結している工事 | ①       | 工 種   |   |
|              |         | 工 事 名   |   |
|              |         | 工 事 場 所   |   |
|              |         | 契 約 金 額   |   |
|              |         | 工 期   | 年 月 日から 年 月 日まで   |
|              |         | 兼務する職務  | <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 |
|              | ②       | 工 種   |   |
|              |         | 工 事 名   |   |
|              |         | 工 事 場 所   |   |
|              |         | 契 約 金 額   |   |
|              |         | 工 期   | 年 月 日から 年 月 日まで   |
|              |         | 兼務する職務  | <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 |
| 新たに兼務を希望する工事 | 工 種     |   |   |
|              | 工 事 名   |   |   |
|              | 工 事 場 所 |   |   |
|              | 契 約 金 額 |   |   |
|              | 工 期     | 年 月 日から 年 月 日まで   |   |
|              | 兼務する職務  | <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 |   |

別 記

第3号様式 (第3条第2項)

## 現場代理人兼務却下書

年 月 日

住 所  
商号または名称  
代表者 職 氏 名

様

三芳水道企業団  
企業長

印

年 月 日付けで届出のあった下記工事に係る現場代理人の兼務について、以下の理由により却下します。

却下の理由 ( )

記

| 兼務する現場代理人等氏名 |         |   |   |
|--------------|---------|---|---|
| 現在契約締結している工事 | ①       | 工 種   |   |
|              |         | 工 事 名   |   |
|              |         | 工 事 場 所   |   |
|              |         | 契 約 金 額   |   |
|              |         | 工 期   | 年 月 日から 年 月 日まで   |
|              |         | 兼務する職務  | <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐                             |
|              | ②       | 工 種   |   |
|              |         | 工 事 名   |   |
|              |         | 工 事 場 所   |   |
|              |         | 契 約 金 額   |   |
|              |         | 工 期   | 年 月 日から 年 月 日まで   |
|              |         | 兼務する職務  | <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 <input type="checkbox"/> 現場 |
| 新たに兼務を希望する工事 | 工 種     |   |   |
|              | 工 事 名   |   |   |
|              | 工 事 場 所 |   |   |
|              | 契 約 金 額 |   |   |
|              | 工 期     | 年 月 日から 年 月 日まで   |   |
|              | 兼務する職務  | <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 <input type="checkbox"/> 現場 |   |

別 記

第4号様式（第3条第3項）

## 現場代理人兼務解除届

年 月 日

三芳水道企業団

企業長 様

住 所  
商号または名称  
代表者職氏名

印

次のとおり現場代理人等を解除することとしましたので、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第3条第3項に基づき届け出ます。

|           |          |   |
|-----------|----------|---|
| 兼務を解除する工事 | 工 種      |   |
|           | 工 事 名    |   |
|           | 工 事 場 所  |   |
|           | 契 約 金 額  |   |
|           | 工 期      | 年 月 日から 年 月 日まで   |
|           | 現場代理人等氏名 |   |
|           | 兼務解除の職務  | <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 |
|           | 解 除 日    | 年 月 日   |
|           | 解 除 理 由  |   |

※兼務の解除が、竣工又は契約解除による場合、提出は不要です。

別 記

第5号様式（第3条第4項）

## 現場代理人変更届

年 月 日

三芳水道企業団

企業長 様

住 所  
商号または名称  
代表者職氏名

印

次のとおり現場代理人等を変更することとしましたので、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第3条第4項に基づき届け出ます。

|         |                 |   |
|---------|-----------------|---|
| 工 種     |                 |   |
| 工 事 名   |                 |   |
| 工 事 場 所 |                 |   |
| 契 約 金 額 |                 |   |
| 工 期     | 年 月 日から 年 月 日まで |   |
| 変更前     | 現場代理人等氏名        |   |
|         | 兼務する職務          | <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 |
| 変更後     | 現場代理人等氏名        |   |
|         | 兼務する職務          | <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 |
| 変更理由    |                 |   |

※現場代理人等の変更は、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により、その職務を遂行することができなくなった場合に限りです。